

四日市市健康増進事業に係る経費の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第20号

四日市市健康増進事業に係る経費の徴収に関する規則の一部を改正する規則
四日市市健康増進事業に係る経費の徴収に関する規則（平成22年規則第52号）
の一部を次のように改正する。

改正後
別表（第2条関係） 受診対象者又はその扶養義務者から徴収する額 がん検診（集団） (略)
注1：年齢は、検診の実施日の属する年度の <u>末日（3月31日）現在の満年齢</u> とする。
注2及び注3 （略）
がん検診（個別） (略)
注1：年齢は、検診の実施日の属する年度の <u>末日（3月31日）現在の満年齢</u> とする。
注2及び注3 （略）
注4： <u>注3により自己負担金を徴収しないことを判断する場合における市民税の非課税世帯の判断については、当該受診券を発行する日が4月及び5月である場合は前年度、当該受診券を発行する日が6月以降である場合は当該年度の市民税の課税状況によって判断する。</u>
歯周病検診 (略)

改正前
別表（第2条関係）

受診対象者又はその扶養義務者から徴収する額

がん検診（集団）

（略）

注1：年齢は、検診の実施日の属する年度末の4月1日現在の年齢とする。

注2及び注3 （略）

がん検診（個別）

（略）

注1：年齢は、検診の実施日の属する年度末の4月1日現在の年齢とする。

注2及び注3 （略）

歯周病検診

（略）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の四日市市健康増進事業に係る経費の徴収に関する規則は、令和3年度以後に実施する健康増進事業に係る経費の徴収から適用し、令和2年度以前に実施した健康増進事業に係る経費の徴収については、なお従前の例による。

（健康福祉部健康づくり課）